

第17回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年1月23日
 告示番号 第1号
 会議年月日 令和2年1月27日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 企画係長 千葉 奈津枝
 主 査 西 卷 孝 志
 主 事 氷 室 綾 子

本日の案件 第17回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	<p>本日の出席委員は、今のところ23名であります。 定足数に達しておりますので、第17回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、13番 鈴木 初男 委員より、15分ぐらい遅れるとの連絡がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に11番 石川 誠司 委員、12番 佐藤 繁 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、氷室主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第37号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>それでは、資料の1ページをお開き願います。 報告第37号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年1月20日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から10ページの第18号までの18件、15名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第37号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第37号の質疑を終わります。

次に、「報告第38号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

それでは、11ページをお開き願います。

報告第38号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第6号までの6件、10筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する

農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が5件、耕作道の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

議長 長 以上で「報告第38号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長 長 なければ、報告第38号の質疑を終わります。

次に、「議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。

局長 局長より説明いたさせます。

12ページをご覧ください。

議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請5件でございます。

第1号から第3号については、借受人が新規に農業を始めたいということから、賃貸借により借受けしようとするものです。

賃貸借期間は、3件とも令和7年1月31日までの5年間となっており、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

借受けする3件の農地の合計面積は5,203㎡で、下限面積の5,000㎡をクリアしています。

借受人は70歳ですが、45歳の長男とともに農業を営むとして、米の作付・管理計画を含む営農計画書を提出しております。

次に13ページをご覧ください。

第4号については、借受人は農地所有適格法人以外の法人であり、新規に農業を始めるため賃貸借により借受けしようとするものです。

賃貸借期間は、令和5年1月31日までの3年間であり、賃借料は記載のとおりとなっております。

農地所有適格法人でない法人が農地を借りる際は、契約書に解除条件を付すことが要件となっております。

また、借入れ面積が2,645㎡と下限面積の5,000㎡に不足していますが、「耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合」は、特例として許可できることになっております。

借受人は、解除条件を含んだ賃貸借契約書と、高収益作物であるピーマンの作付・管理計画を含む営農計画書を提出しており、市の認定新規就農者にも申請する予定ということで、要件をクリアしています。

第5号については、譲受人が既に自らの耕作地と一体で管理しており、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

14ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請5件でございます。

第6号については、譲渡人が労力不足により管理ができないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号については、譲渡人が市外に転居することから、譲受人が経営安定のため贈与により取得しようとするものです。

第8号及び15ページ第9号については、借受人が以前から管理しており、経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするものです。

貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの4年11ヶ月で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第10号についても、借受人が以前から管理しており、経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするものです。

貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの4年11ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第11号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第12号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもの

で、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第14号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、贈与により取得しようとするものです。

以上14件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第122号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

23番
三浦 善昭 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和2年1月14日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 三浦、農地利用最適化推進委員 木村委員、佐々木委員、阿部委員の3名、事務局職員 阿部主任主事。

報告内容、第1号から第5号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

18番
佐藤 多賀幸 委員

それでは、花泉地域の農地法第3条の現地調査報告を報告いたします。

現地調査日につきましては、令和2年1月10日です。

現地調査員は農業委員 私 佐藤と、農地利用最適化推進委員 佐藤、千葉です。事務局職員は西巻主査、支所職員は後藤産業経済課主任でございます。

報告内容でございます。

第6号から第10号につきまして、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題な

議 長

5番
鈴木 勝 委員

いと思われます。

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

続きまして、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、大東地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和2年1月10日、午前9時30分より行いました。

現地調査員、農業委員 私と石川委員、農地利用最適化推進委員として武田委員でございます。

支所職員 熊谷産業経済課主査。

報告内容といたしまして、第11号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

報告を終わります。

議 長

17番
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の現地調査につきまして、ご報告申し上げます。

調査日につきましては1月10日、午後1時から行ってございます。

千葉農業委員と私、農地利用最適化推進委員につきましては熊谷推進委員、3名で行っています。

支所職員につきましては畠山産業経済課長補佐、土屋主任主事で行ってございます。

報告内容ですが、第12号につきまして、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われます。

なお、この場所につきましては、JR新月駅の周辺の道脇といたったところでございます。

以上でございます。

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

ご苦労さまでした。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

現地調査の日でございますけれども、1月10日、金曜日、午後

1時30分からでございます。

調査員といたしまして農業委員本員と農地利用最適化推進委員は畠山、佐藤兩名でございます。

支所職員といたしまして佐藤産業経済課主事でございます。

報告内容でございますけれども、第13号並びに第14号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認並びに航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題がないものと確認をしたところでございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

11番

石川 誠司 委員

13ページの番号4の件でございます。

解除条件付となっております。

解除条件というのはどのようなになったら解除になるのか、農業をやって、例えば2年から5年まで、本当に短い期間でございまして、その年の相場も全然違う、花をやると言っていましたけれども、花は花でもどんな花かなと思ひ、リンドウなどは植え付けてから収穫するのに3年、4年かかるはずで。

どういう花なのか、ピーマンは毎年やれるからいいと思いますが、農地を荒らしたら返してもらうのか、解除条件、わかりましたら教えてください。

局 長

ただいまの解除条件はどういうものかというご質問だったと思いますが、契約書の中にその解除条件がうたわれていればいいということでございまして、こちらから提出をしていただいた契約書の解除条件について申し上げますと、「3、契約の解除、甲がは、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約を解除するものとする」という内容でございまして、具体的記述はないのですが、農地を適正に利用していないと認められる場合は契約を解除するという内容でございまして。

議 長

ほかにございませつか。

21番

畠山 潔 委員

12ページの1、2、3ですが、まず70歳の方で息子さんがいるということで新規就農者、この件で新規就農助成金などの適用はどうだったのか聞きたいと思ひます。

それから、これからこの耕地のほかに増反する予定なども、も

		<p>しわかればお聞きしたいと思います。</p> <p>もう1点、11番ですが、譲受人が80歳の方ですが、移転するに当たります、息子さんでやった方が登記などその関係でいいのではないかなと思ったのですが、その辺、教えていただければと思います。</p>
局	長	<p>それでは、最初の1番から3番のお話でありますけれども、確かに新規就農ということではありますけれども、助成金等については、今のところ、受けないという話はないようでございます。</p> <p>また、この農地ですけれども、いろいろ事情がありまして、貸付人の方は去年まで耕作をしている方がいらっしやっただけですが、その方が今年から耕作できないという事情があつて、耕作をしてくださる方を探していたそうです。その中で、3番目の貸付人の方とこの借受人の方が同級生ということで、話をしたところ、息子がいるからやってみるかということで引き受けたという話を聞いているところでありますので、これ以上増反する予定は今のところはないものと考えております。</p> <p>それから、11番の方ですが、譲受人の方が80歳と確かにご高齢ですが、農業に関しては現役でやっているということで、まだまだお元気な方ということでございまして、確かに息子さんがいるのですが、まだ息子に農業は譲っていないということで、ご自分で買うことにしたというお話でございました。</p>
議	長	<p>以上でございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第122号」を可と決めます。</p>
議	長	<p>次に、「議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>農地係の担当より説明いたさせます。</p>
農地係担当		<p>それでは、17ページをお開き願います。</p>

議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は23件です。

一関地域1件、花泉地域18件、大東地域1件、千厩地域2件、藤沢地域1件です。

それでは、第1号は、譲受人が園児送迎用マイクロバス駐車場等を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

次に、第2号から22ページまでの第17号までは、譲受人が小学校の建築及び関連施設等を整備したいので、転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、土地収用法該当事業の場合は許可できることから転用に問題ないものと考えます。

なお、整備完了につきましては令和5年3月の予定です。

23ページをお開き願います。

第18号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第19号は、譲受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものです。

同じく、農地区分は、第2種農地と判断しました。

第20号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード等として利用したいので、畑1,941㎡のうち39.84㎡を一時転用申請するものです。

期間は、令和2年3月16日から9月15日までです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

24ページをお開き願います。

第21号は、借受人が自己住宅を建築し、併せて進入路を整備したいので、父より使用貸借して転用申請するものです。

こちらの方ですが、借受人は当初、借家住まいでありましたが、子供が生まれたのを機に実家の建物の隣接地に住宅の建築を

検討いたしました。

当該地につきましては耕作はしておらず、両者とも農地との認識がなく、宅地までの進入路等を造成しましたが、その後、宅地裏側の勾配が急であることから、測量をするため測量士に依頼したところ、当該地が農地であることの指摘を受けて、今回、追認の申請をするものです。

現在、建築は中断させており、双方ともに反省しております、顛末書を徴しております。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

続いて、第22号は、借受人が一関市発注の市道北ノ沢4号線道路改良工事に伴う作業ヤード及び駐車場等として利用したいので、田2,083㎡のうち1,858㎡を賃貸借して一時転用申請するものです。

期間は、許可日から令和2年3月31日までです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断しました。

第23号ですが、借受人が太陽光発電設備を設置したいので、畑3,379㎡のうち1,577㎡を賃貸借して転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第123号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

23番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

三浦 善昭 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR山ノ目駅から南西に約210mの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・南側が境内地、北側が原野となっております。

議 長

18番
佐藤 多賀幸 委員

申請人が園児送迎用マイクロバス駐車場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思います。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、花泉地域の農地法第5条現地調査につきまして報告させていただきます。

現地調査日、現地調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容でございます。

別紙農地転用等現地調査書によりまして現地確認を行った結果、下記のとおり報告させていただきます。

第2号から第17号まででございます。

申請地は、花泉支所から南東へ約800mほどの位置にあり、周囲は東・南側が用悪水路、西側が市道及び用悪水路、北側が宅地及び用悪水路となっております。

申請人が小学校の校舎並びに関連施設等を整備する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第18号につきましては、申請地は、J R清水原駅から南東に約1.3kmの位置にあり、周囲は東側が水路、西側が原野、南側が用悪水路と、北側が鉄道用地となっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第19号についてでございます。

申請地は、J R清水原駅から南東に約1.1kmの位置にあり、東・西・北側が農地、南側が用悪水路となっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。以上でございます。

議 長

5番
鈴木 勝 委員

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第5条の現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員は3条と同じです。割愛させていただきます。

議 長
24番
千田 幹雄 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第20号、申請地は、大東支所から北に約4.2kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が農地、南側が市道となっています。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地には影響はないと思われま

す。

終わります。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。

調査日は令和2年1月10日、金曜日、午前9時半より実施しております。

現地調査員は農業委員が私 千田、農地利用最適化推進委員が千葉、渡邊の両名、支所職員が畠山産業経済課農林係長でございます。

報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第21号、申請地は、千厩支所から南に約1.8kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西・北側が現況宅地、適用外申請地ですけれども、及び農地となっている。

申請人が自己住宅及び進入路を建築整備する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

なお、本計画は平成30年5月から11月にかけて宅地及び進入路は造成済みであり、その後、住宅建築するに当たり後背地の勾配が急なことから、測量士に依頼したところ、当該地が農地であることの指摘を受けて、今回、追認により許可を求めるものということでございます。

双方とも反省しており、顛末書を徴し、現在、住宅建築を中断させております。

第22号、申請地は、J R 千厩駅から南に約600mの位置にあり、周囲は東側が市道、西・南側が農地、市道整備によってこうなっておりますが、北側が農地となっております。

申請人が公共工事に伴う作業ヤード等として一時的に利用する

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、本工事は一関市発注の市道北ノ沢4号線道路改良工事

あります。

以上であります。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、調査員につきまして、3条と同様でございますので割愛をさせていただきます。

報告内容でございますけれども、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、報告をするものであります。

第23号、申請地は、藤沢支所から南東に約3.5kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が道、南・北側が農地となっていて

ところでございます。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画でありまして、排水は雨水のみであることから、周辺農地への影響はないものと現地確認をしたところでござ

います。

以上であります。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第123号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

農地係担当より説明いたさせます。

農地係担当

それでは、一関市農用地利用集積計画の決定についてですけれども、すみませんが、説明の前に1点、訂正をさせていただきます

いと思います。

別冊、今回、ページ数が多くなりまして、別冊になっております農地中間管理事業の個別案件ということで、92ページから別冊になっておりますが、2分冊になっているこちらの方の中で100ページをお開き願いたいと思います。

すみません、100ページですけれども、番号が30番となります。

100ページの番号30番の備考欄にあります金額、賃貸借の金額の訂正をお願いいたします。

今、年額58,560円となっておりますが、こちらを50,170円と訂正をお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

25ページをお開き願います。

議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

26ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が130件、所有権移転が3件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が5件、集団案件が63件です。

初めに利用権貸借ですが、第1号から54ページの第53号までは、一関地域に係る申請です。

次に、第54号から82ページの第110号までの57件は、花泉地域に係る申請です。

83ページをお開き願います。

第111号と第112号の2件は、大東地域に係る申請です。

第113号から87ページの第122号までの10件は、千厩地域に係る申請です。

第123号から89ページの第126号までの4件は、東山地域に係る申請です。

第127号は、室根地域に係る申請です。

第128号は、川崎地域に係る申請です。

90ページをお開き願います。

第129号と第130号の2件は、藤沢地域に係る申請です。

91ページをお開き願います。

次に所有権移転ですが、第1号と第2号の2件は、花泉地域に係る申請です。

第3号は、藤沢地域に係る申請となります。

続きまして、先ほどの別冊の92ページをご覧ください。

農地中間管理機構との貸借で個別案件ですが、第1号から92、93ページにかけての第2号までは、花泉地域に係る申請です。

第3号から94ページの第5号までの3件は、東山地域に係る申請です。

95ページをお開き願います。

農地中間管理機構との貸借で集団案件ですが、第1号から104ページの第51号までは、一関地域に係る申請です。

第52号から105ページの第63号までの12件は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧ください。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第124号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第35号から第38号について、6番 佐藤 徹 委員、第54号から第58号について、7番 佐藤 均 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第35号から第38号、及び第54号から第58号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

		よって、「議案第124号」を、貸借権設定第35号から第38号及び第54号から第58号を除き可と決めます。
議	長	次に、貸借権設定第35号から第38号を審議いたします。 佐藤 徹 委員は退室願います。 (午後2時26分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定第35号から第38号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第124号」貸借権設定第35号から第38号は可と決しました。
議	長	佐藤 徹 委員は入室願います。 (午後2時27分 入室) 佐藤 徹 委員に申し上げます。 「議案第124号」貸借権設定第35号から第38号は可と決しました。
議	長	次に、貸借権設定第54号から第58号を審議いたします。 佐藤 均 委員は退室願います。 (午後2時28分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第124号 一関市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定第54号から第58号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第124号」貸借権設定第54号から第58号を可と決しました。 佐藤 均 委員は入室願います。

議	長	<p>(午後 2 時 29 分 入室)</p> <p>佐藤 均 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 124 号」貸借権設定第 54 号から第 58 号を可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 125 号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p>
農地係担当	農地係担当	<p>農地係担当より説明いたさせます。</p> <p>106 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 125 号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>一関市長より、107 ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものです。</p> <p>108 ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が 10 件となります。</p> <p>第 1 号から 115 ページの第 5 号までは、一関地域に係る申請です。</p> <p>続いて、第 6 号と 116 ページまであります第 7 号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第 8 号は、千厩地域に係る申請です。</p> <p>117 ページをお開き願います。</p> <p>第 9 号と第 10 号は、東山地域に係る申請です。</p> <p>以上、各申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分に満たしております。</p>
議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第 125 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 125 号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p>

議 長

よって、「議案第125号」を可と決します。

次に、「議案第126号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

農地係より説明いたさせます。

農地係担当

118ページをお開き願います。

議案第126号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、千厩地域2件、川崎地域1件、藤沢地域1件です。

申請の内容は、記載のとおりですのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農業用施設として管理されていることから農地性は失われておりません。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第126号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。

千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

24番

千厩地域の適用外現地調査報告を行います。

千田 幹雄 委員

調査日、調査員につきましては第5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、千厩支所から南に約1.8kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西・北側が農地及び宅地、南側が農地、5条の転用申請地でございます、及び道となっております。

234-7は昭和57年頃から宅地進入路として利用しており、234-9は平成元年頃から公衆用道路となっており、既に農地性は失われております。

第2号申請地は、JR小梨駅から南に約4.9kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西側が農地、南側が市道、北側が宅地となっております。

昭和59年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

議 長

15番
遠藤 勝幸 委員

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外現地調査報告書、川崎地域。

調査日は令和2年1月10日、午前9時より行いました。

調査員は私です。

農地利用最適化推進委員 高橋、同じく小野寺、支所職員として菅原産業経済課課長補佐です

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告します。

申請地は、川崎支所から東に1.4kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西側が農地、南・北側が雑種地となっております。

平成2年頃から車庫兼物置として利用されており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の報告いたします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員につきましては3条と同等でございますので割愛をさせていただきます。

報告の内容でございますけれども、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果について報告するものでございます。

第4号でございます。

申請地は藤沢支所から北に約4.7kmの位置にありまして、周囲は東・南側が農地及び山林、西・北側が農地となっているものでございます。

昭和60年頃からため池として利用しており、既に農地性は失われていると現地調査をしたものでございます。

以上でございます。

議 長

15番
遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

後学のためにお聞きしたいのですが、第1号の案件で公衆用道路というものと、それから地図を見ると大きな道路になって、一

農地係担当

車線道路なのかわかりませんが、市道と公衆用道路と指定道路との違い、ここは市道ではない、その違いについてお聞きしたいと思います。

こちらにつきましては市道です。

市道ですけれども、一部、今回の所有者の部分も道路として利用されているということです。

市道の区域がこの方の所有地までは入っていないけれども、現況では道路の一部として利用されているということで公衆用道路とさせていただきます。

実際に道となっている部分よりも広く利用されています。

15番

現況はわかりました。

遠藤 勝幸 委員

それから公衆用道路というその文言の中身と、それから市道、その区分、どういう区分というのがまず1点と、それから多分、公衆用道路として使われている場合にその所有者の方の税金は減税されているのでしょうか、というその2点。

農地係担当

まず、基本的に市道は市道認定を受けている部分になりますし、公衆用道路は誰でも通れる公共の道路ということで記載をしております。

もう一つの税金につきましては、通常であれば確実に一部なり道路になっている場合ですが、登記以外の地目になっていることであれば税務課で判断をして、その部分を例えば道路と宅地敷地とかに区分わけをして課税をされていることとは思いますが、この部分についてはこちらの方でそこまでは把握しておりません。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第126号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第126号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第127号 一関市個人情報保護管理規程の一部改正について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

120ページをご覧ください。

議案第127号 一関市個人情報保護管理規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

このことにつきましては、一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令を令和2年2月1日から施行することについて議決を求めるものです。

121ページをご覧ください。

一関市個人情報保護管理規程は、一関市の保有する個人情報の保護管理に関し必要な事項を定めたものであり、市の全ての組織に及ぶため、合同訓令として各組織で同じ内容の規程を定めているものです。

今回の改正の内容ですが、最高情報セキュリティ責任者、CISOと省略いたしますが、CISOの代理を新設するための改正となります。

改正前後の表がありますが、右欄改正後の第3条第2項に、「CISOに事故があるとき又は欠けたときにCISOの職務を代理させるため、CISO代理を置き、担当副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。」を新規に追加し、変更前の第2項以下は第3項以下に項目を繰り下げて、第1項と第3項ではCISO代理の新設による文言の追加・整理を行いました。

この訓令の施行日は、令和2年2月1日からとしており、各組織とも1月中の決定を求められているものです。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

以上で「議案第127号」の説明を終わります。

審議願います。

21番
畠山 潔 委員

改正後の2番で、要は何かあったときの代理ということのようですが、2項の2行目からですが、担当副市長以外の副市長及び教育長をもって当てるとのことですが、最終的にここは2人ということになるのでしょうか、今までは1人だったんですが。

それから、3項の2行目、アンダーラインがありますが、ここに何か入るといったことではないですね。

最初の方だけお願いします。

局長

ただいまのご質問ですが、まず改正前ですけれども、これは体制の問題ということでありまして、改正前は最高情報セキュリテ

ィ責任者、C I S Oという方がまずいて、その方の下には統括情報セキュリティ責任者という方がおりましたということで、C I S O代理という職務がなかったわけでございます。

それで、C I S O責任者と統括情報セキュリティ責任者の間にC I S O代理という役職を置くという体制ということでありまして、副市長の話でありますけれども、副市長は2人おりますので、そのうちC I S Oは総務部の事務を担当する副市長ということですから、具体的に言えば佐藤副市長がC I S O、最高情報セキュリティ責任者になります。

改正後でありますけれども、C I S O代理が担当副市長以外の副市長ですので、もう一人の高橋副市長、教育長の2人がC I S O代理になるということでございます。

議 長
10番
佐藤 和威治 委員

よろしゅうございますか。

今のお答えに関連してご質問をさせていただくと、C I S O代理が2人で、3項のC I S O代理を補佐させるという分については、2人の代理両方に事故あったときに総務部長で充てる、もしくは1人でも事故あったときに総務部長に代理をさせる、どちらでしょうか。

局 長

ただいまのご質問ですが、第3項をそのまま読むと、C I S O及びC I S Oの代理が欠けたときは統括情報セキュリティ責任者がと読めますから、C I S OとC I S O代理が欠けた際にはという解釈になろうかと思えます。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第127号 一関市個人情報保護管理規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第127号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第128号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

122ページをご覧願います。

議案第128号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議案の内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農業委員会業務の法令遵守による公平・公正な職務遂行と農地制度の適正運用を厳守するための申し合わせ決議について、議決を求めるものです。

123ページをご覧ください。

昨年及び一昨年と農業委員会に関する不祥事が頻発したことを受けて、今後このような不祥事が発生しないよう、農業委員会組織全体の問題として不祥事の再発防止の取り組みを行うよう全国農業会議所から通知がございました。

今一度、農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識していただき、法令遵守を徹底するため、改めて決議を上げたいというふうに思います。

決議（案）を読み上げまして提案といたしますので、よろしくお願いいたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年何月何日、一関市農業委員会。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議	長	お諮りをいたします。 この件については、改めて審議するものではないだろうというふうに思いますので、直ちに採決したいと思いますが、よろしゅうございますか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第128号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第128号」を可と決します。
議	長	以上で議案審議が終了いたしました。 第17回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。 (午後2時53分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員